小施策評価シート (平成 27 年度実績評価)

施策コード	26	施策名	都市基盤施設の維持・強化		
小施策コード	26-1	小施策名	良好な住宅地の誘導		
小施策 主管課等コード	093000	小施策 主管課等名	建築指導課		
評価責任者名	髙見 幸夫	ŧ	内線番号	7220	
評価シート作成者名	遠藤 優		内線番号	7221	

Step 1 小施策の全体像

小施策の概要等 (構成事業は別紙ロジックモデルシートのとおり)

現状と課題	木造住宅の耐震化については、診断・改修とも応募者が減少しているた
	め、周知及び掘り起こしを更に図る必要がある。
取組の方向性	建築基準法など、建築物を取り巻くさまざまな法律や条例の制定、改正
	等に迅速かつ的確に対応して、各種制度の積極的活用を図り、建築物が適
	正化された良好な住宅地の形成を推進する。
対象	市街地,その他の市域,市民,民間事業者
(誰(何)を対象として行うのか)	
意図	・ 快適な住宅地が形成されている。
(対象をどのようにしたいのか)	・ 建築物が適正化されている。

Step 2 成果指標の推移

(↑:数値を上げていくことを目標とする指標,↓:数値を下げていくことを目標とする指標,→:数値を維持することを目標とする指標)

		25 年度	27 年度	31 年度	36 年度
指標項目	単位	実績	実績	目標値	目標値
		(現状値)			
A 建築確認申請に係る完了検	%	88. 6	89. 3	95. 0	95. 0
査率 (↑)	70	00.0	09. 3	95.0	95.0
В ()					
C ()					

Step 3 市民ニーズの把握

木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事について、「ホームページ」及び「広報もりおか」へ掲載 実施や戸別訪問により耐震診断等の啓蒙・啓発活動を実施しているが、診断実施戸数については、 診断予定戸数を下回っているため、より一層の推進が必要である。

Step 4 役割分担分析

1 各主体の役割の状況

		役割の内容	役割分担 比率(%)
	市	市民の木造住宅耐震化に取り組む意識を高める必要性から、市が中心的役割を担うこととしている。 完了検査事務は、建築基準法に規定する法定事務である。	100
各主体の役割の状況	国·県· 他自治体		
	市民・ NPO		
	企業・その他		

2 今後の市の役割の比重の方向性とその理由

- □ 市の役割の比重を拡大していくことを検討する
- 現状維持 (現在の市の役割の比重を維持する)
- □ 市の役割の比重を縮小していくことを検討する

(理由)

木造住宅所有者の耐震対策に対する意欲を高め、震災時に家屋の倒壊等による市民の生命や財産への被害を抑制していく必要があるため、現状維持とするものである。

完了検査事務は、建築基準法に規定される建築物等を建築する全ての市民が対象であるため、現状維持とするものである。

Step 5 成果・問題点の把握と改革改善案

1 成果の把握と要因分析及び課題の設定

(1) 小施策の中で成果をあげた点

- ・ 確認申請受付件数が微増した。
- 建築苦情件数が微減した。
- 「みなし道路」に係る境界確認が増加した。
- ・ 建築確認申請に対する完了検査率が 0.7 ポイント (H25=88.6%→H27=89.3%) 増加した。

(2) 成果をあげた要因

- ・ 窓口業務での適切な対応が貢献している。
- ・ 道路後退の役割が浸透してきている。
- ・ 建築関係団体と協力し「違反建築防止週間」の市内一斉パトロール等を通じて、啓蒙・ 啓発活動を行うことで完了検査申請の向上が図られている。
- ・ 完了検査申請書未提出建物の調査・報告を実施したことによる。

(3) さらなる成果向上に向けて取り組むべき課題(課題がある場合に記載)

- 引き続き窓口業務での適切な対応に努める。
- ・ 引き続き「みなし道路」の拡幅に関して、避難上・防火上・衛生上の役割の重要性を浸透させる。
- ・ 引き続き建築関係団体と協力し「違反建築防止週間」の市内一斉パトロール等を通じて、 啓蒙・啓発活動を行うことで完了検査申請の向上を図る。
- ・引き続き完了検査申請書未提出物件の調査・報告の実施を行う。

2 問題点の把握と原因分析及び課題の設定

(1) 小施策における現状の問題点

・ 木造住宅耐震診断実施について,実施計画戸数(20戸)に対し実施戸数(13戸)であった。

(2) 現状の問題点が生じている原因

・ 木造住宅耐震診断支援事業を創設して 10 年経過しており, 既に耐震診断実施済みの住宅 所有者はいるが, 未だ耐震診断未実施の住宅所有者が残っているためと推測する。

(3) 分析した原因を踏まえて取り組むべき課題

・ 耐震診断に対して住宅所有者の意識高揚に努める。

3 改革改善案(上記1(3)及び2(3)で設定した課題に対する具体の取組)

- ・ 検査済証のない建築物について、将来、当該建築物の増改築を行う場合、建築時点の建築基準法に適合していることを確かめる必要があり、結果として当該建築物の調査に莫大な時間と費用を要することになることを周知する。
- ・ 熊本地震の影響により耐震診断に対する意識が高まっていると推測されることから、戸 別訪問を継続実施する。

Step 6 小施策と構成事業の関係性

- 1 小施策との結び付きが弱い、もしくは他の事業と重複していると考えられる事業 該当事業なし。
- 2 1で記載した事業についてその理由
- 3 1で記載した事業の今後の方向性(案)(縮小・廃止・統廃合等)